

労働関係情報 CU掲示板 2021年9月17日

お知らせや友人、団体、組織内での転送、回覧を、よろしくお願いします

● ● 「小学校休業等対応助成金・支援金」を再開／厚労省 新型

コロナウイルス感染症関連 厚生労働省は9月7日、新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるをえない保護者を支援するため、「小学校休業等対応助成金・支援金」制度を再開すると公表した。2021年8月1日以降12月31日までに取得した休暇を対象とし、今後、労働者が直接申請することを可能とする予定。「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」も再開するとしている。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20912.html

● ● 労災保険の「特別加入」の対象を拡大／厚労省

厚生労働省は、9月1日から労災保険の「特別加入」の対象を拡大する。自転車を使用して貨物運送事業を行う者、ITフリーランスについても、特別加入制度の対象となる。同制度は、労働者以外でもその業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労働者に準じて保護することが適当であると認められる場合には特別に任意加入を認めるもの。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/rousai/kanyu_r3.4.1_00001.html (労災保険の特別加入)

● 八代氏デマ発言「見過ごせない」/野党国対委員長が会談/共産党

の立場支える しんぶん赤旗 9月16日 ● [八代英輝・弁護士の「デマ発言」の波紋](#) 文芸評論家・斎藤美奈子氏が「66年前の話」と題して、八代弁護士の発言を批判している。日本共産党 桜川市議会議員菊池のぶひろ氏の活動報告 9月15日 東京新聞の、本音のコラム欄について

● 10月から全都道府県で最低賃金を改定／厚労省 厚生労働省

は8月30日、地方最低賃金審議会が答申した地域別最低賃金の全国一覧を公表した。中央最低賃金審議会が示した目安額28円を上回る改定は、島根県(32円)など7県で、他の40都道府県は目安どおりの引き上げ。新たな地域別最低賃金額は、10月1日から順次。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/minimumichiran/index.html (2002年度から2020年度までの地域別最低賃金改定状況)
<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000541154.pdf>

● ● 脳・心臓疾患の労災認定基準を改正しました

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21017.html

厚生労働省は、脳・心臓疾患の労災認定基準を改正し、「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」として、9月14日付で厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長宛てに通知しました。

● 労働セミナー「～ポイントで学ぶ～パート・有期雇用労働者の雇用管理」 東京都

労働相談情報センターは9月30日～10月13日、労働セミナー「～ポイントで学ぶ～パート・有期雇用労働者の雇用管理」をオンラインで開催する。パート・有期雇用労働に関する法律知識と実務上のポイントについて学ぶ。受講料無料。定員200名。
https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/seminarform/index/detail?kanri_bango=seminar-zchuo-001151

● ☆『団結と参加 労使関係法政策の近現代史』発売中！—世界の集团的労使関係法

制の歴史をコンパクトにまとめた学術的テキスト— 労働分野では個別労働関係に関わる研究が圧倒的な日本。しかし、世界に目を転じると、今なお集团的労使関係法制の存在感は大きく、その改定が政治的対立の焦点になっています。本書は世界の集团的労使関係の歴史を法的視点から改めて見直し、新たな捉え方、考え方を示唆する1冊です。

【A5判320頁 定価：3,850円（本体3,500円）3月31日刊行】メールマガジン労働情報9月10日 <https://www.jil.go.jp/publication/ippan/danketsusanka.html?mm=1713>

● 【立ち読み 知識 ⑩】 ● 宅配のバイトで入社して8か月。先々月から、残業代

と契約書にあった夏の一時金が払われず、嫌なら辞めたら、と。【回答】労働力を買って使ったのに、支払わず辞めろとは、ただ食いの常習犯ですね。賃金や契約の一時金の請求時効は2年、退職金は5年（労基法115条）です。裁判で請求すると、解雇予告手当（同20条）、休業手当（同26条）、残業や休日と深夜労働の割増賃金（同37条）、有給休暇の賃金（同39条6）の各未払いの同額を、付加金として払えという命令（同114条）が取れます。未払に対する利息もとれます。働いた記録をしっかりと整理しましょう。

CU(コミュニティユニオン)東京 〒170-0005 東京都豊島区 南大塚2-33-10

東京労働会館1階 TEL03-3946-9277 FAX03-5395-3242

（組合費 月2000円、内1000円は労働共済費。協力組合員1000円。駆け込み寺機能と、まともな労使関係をめざし、当面、首都で個人加盟3千名を目標に拡大中。

中小企業家との共同・連携、市民と野党の共同も追及。詳細はCU東京のHPをどうぞ。
お問い合わせ・情報のご提供は、直接ご返信 m-maezawa-dan@jcom.zaq.ne.jp か、
CU東京 maezawa-dan@cutokyo.jp 前澤 檀まで)